

(仮称) 栗子山風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 2 年 5 月

J R 東日本エネルギー開発株式会社

目 次

第1章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	1
(4)	縦覧期間	3
(5)	縦覧者数	3
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
(1)	公告の日及び公告の方法	4
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	4
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1)	意見書の提出期間	4
(2)	意見書の提出方法	4
(3)	意見書の提出状況	4
第2章	環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年1月16日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・ 令和2年1月16日（木）付 山形新聞、福島民報新聞、福島民友新聞

※令和2年1月29日（水）、30日（木）に開催する説明会についての公告を含む

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ（別紙2参照）

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・ 米沢市広報誌「広報 よねざわ（2020年1月15日号 No. 1584）」

③ インターネットによるお知らせ

令和2年1月16日（木）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・ 福島県のウェブサイト（別紙3-1参照）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

・ JR東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト（別紙3-2参照）

<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計5箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用より縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 米沢市役所 環境生活課
(山形県米沢市金池 5-2-25)
- ・ 福島県庁 生活環境部環境共生課
(福島県福島市杉妻町 2-16)
- ・ 福島市役所 環境課
(福島県福島市五老内町 3-1)
- ・ 福島市役所 環境課環境保全係
(福島県福島市桜木町 8-13)
- ・ 福島市役所 飯坂支所
(福島県福島市飯坂町字銀杏 6-11)



米沢市役所 環境生活課



福島県庁 生活環境部環境共生課



福島市役所 環境課



福島市役所 環境課環境保全係



福島市役所 飯坂支所

② インターネットによる縦覧

- ・ JR 東日本エネルギー開発株式会社 ホームページ
<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和 2 年 1 月 16 日（木）から令和 2 年 2 月 17 日（月）
（土・日・祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ・ 電子縦覧：令和 2 年 1 月 16 日（木）午前 10 時から令和 2 年 2 月 17 日（月）午後 5 時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書提出数）は 4 名であった。うち、1 名は意見なしであった。

（内訳）

- | | |
|-------------------|-----|
| ・ 米沢市役所 環境生活課 | 1 名 |
| ・ 福島県庁 生活環境部環境共生課 | 2 名 |
| ・ 福島市役所 環境課 | 1 名 |

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告の方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3-1参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所、及び来場者数は以下のとおりである。

① 令和2年1月29日(水) 18:00~20:00

・開催場所：福島市役所飯坂支所(福島県福島市飯坂町字銀杏6-11)

・来場者数：2名

② 令和2年1月30日(木) 10:00~12:00

・開催場所：板谷集会所(山形県米沢市大字板谷315)

・来場者数：14名

③ 令和2年1月30日(木) 18:00~20:00

・開催場所：刈安赤浜集会所(山形県米沢市万世町刈安576-1)

・来場者数：13名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和2年1月16日(木)から令和2年3月2日(月)まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函(別紙4参照)

②JR東日本エネルギー開発株式会社への書面郵送、電子メールの送信

(3) 意見書の提出状況

意見書提出は7通、意見総数は48件であった。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (1)

<事業計画>

福島県福島市A氏

意見	一般の意見	事業者の見解
1	個人として万世大路の研究調査をしております。計画によると、万世大路の栗子隧道から西側区間を工事用進入路として活用するとあります。現在廃道となっており、栗子隧道までのハイキング路となっているこの道ですが、工事用となると当然ながら拡幅や舗装が行われると思います。 ご存じのように、万世大路および栗子隧道は、明治から昭和にかけての重要な産業遺産です。廃道とはいえ、随所に当時の橋や、石積みの擁壁が残存しており、これらがもし工事によって失われると、当時の産業遺産の破壊になってしまうかと思えます。 廃道とはいえあくまで道路なので、活用することは仕方がないかと思いますが、このような産業遺産を保護し、また後世に伝えていくことも重要なことかと思えます。 進入路の構築の際、このあたりのことをぜひともご配慮願いたいと思います。よろしくお願いいたします。	方法書では、搬入路を設置する可能性のある範囲を全て包括するよう事業実施区域を設定しておりますが、環境影響や事業性を考慮して今後、絞り込みを行う計画としています。 現時点では搬入路の位置は未定ですが、万世大路は土木学会選奨土木遺産や、山形県の未来に伝える山形の宝等に登録されており、重要な産業遺産であることを認識しています。今後の環境影響評価手続きにおいては、栗子山隧道だけでなく万世大路全体としての影響有無を検討し、事業計画を検討いたします。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (2)

<動物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場>

山形県米沢市B氏

意見	一般の意見	事業者の見解
2	人と自然との触れ合いの活動の場となっている萬世大路は工事道路や電線埋設しないように。歴史の道百選（H8）、近代化産業遺産（H20）、土木遺産（H24）、山形の宝（R2）など認定。	方法書では、搬入路を設置する可能性のある範囲を全て包括するよう事業実施区域を設定しておりますが、環境影響や事業性を考慮して今後、絞り込みを行う計画としています。 現時点では搬入路の位置は未定ですが、万世大路は土木学会選奨土木遺産や、山形県の未来に伝える山形の宝等に登録されており、重要な産業遺産であることを認識しています。今後の環境影響評価手続きにおいては、栗子山隧道だけでなく万世大路全体としての影響有無を検討し、事業計画を検討いたします。
3	山形県環境科学研究センターが栗子山の風穴について調査を行い、「平成 26 年度自然生態系保全モニタリング調査報告書 2016. 2」にまめめている。風穴による環境の再評価を求める。	「平成 26 年度自然生態系保全モニタリング調査報告書 2016. 2」にて調査されている風穴の位置を確認の上、調査、予測評価の必要性について検討します。
4	国内では栗子山にしか確認できない希少な”クモ”が生息していて、東北大の学生が現地で継続調査をしている事が、昨年の入山記録簿記入の際の聞きとりで分かっている。この”クモ”について調べる必要があります。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、知見を有する専門家等へのヒアリング等も含め情報を収集します。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (3)

<動物>

福島県福島市C氏

意見	一般の意見	事業者の見解
5	風力発電設備の設置予定エリアを含めたこの周辺地域のイヌワシの生息状況を、1980年代から観察しております。設置予定エリアは、イヌワシの行動圏に該当しており、採餌場所などとして利用しています。したがって、ここに風力発電設備が設置されることは、イヌワシの利用域が縮小されことになり、生息環境の悪化を招くことになります。また、設置予定の風力発電装置の水平軸プロペラ型は、イヌワシのプロペラへの衝突事故が懸念されます。	イヌワシの生息に関する情報を踏まえ、今後実施する現地調査において生息状況の把握に努めます。また、その結果ならびに専門家等からの助言を踏まえ、適切な予測評価を行います。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (4)

＜廃棄物＞

福島県福島市D氏

意見	一般の意見	事業者の見解
6	工事実施において、当然残土、廃棄物が発生すると思います。最終的にはきちんと運搬されるなり再利用されるなりして無くなると思いますが、工事中に仮置するのであれば、その仮置場も含めて評価されているのでしょうか？仮置場の為に沢が埋められ、それを戻しても沢の状態が即元に戻ることはないので、その辺考慮していますか。	詳細な事業計画は今後検討する予定ですが、残土は土量調整のうえ場内処理を行うほか、その他の廃棄物は極力有効利用を行う方針です。また、仮置場を設置する場合においても沢を埋め立てる計画とはしない方針です。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (5)

＜事業計画、動物、その他＞

青森県十和田市E氏

意見	一般の意見	事業者の見解
7	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	頂戴したご意見は、そのまま掲載しています。
8	■2. 重要なので再度確認するが、本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？	本事業で採用する風力発電機の機種は、現時点では未定です。
9	■3. 重要なので再度確認するが、本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以上であってもフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）ができるのか？	本事業で採用する風力発電機の機種は、現時点では未定です。
10	■4. ライトアップをしていなくてもコウモリは死んでいる ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。ざっと調べたところ国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあった※。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどがあるので、国内ではさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015. 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22（1）、9-11、2017） ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018） 静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業 環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (5) つづき

＜事業計画、動物、その他＞

青森県十和田市E氏

意見	一般の意見	事業者の見解
11	■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業者も必ず実施して頂きたい。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
12	■6. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が実施しない理由を述べよ。 ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。 また、引き続き新たな知見の収集に努めます。
13	■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「JR 東日本エネルギー開発株式会社」並びに委託先の「日本工営株式会社」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事業開始時から」必ず実施して頂きたい。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
14	■8. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 今後事業者は、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
15	■9. 環境保全措置の実施時期について 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解と実施しない理由を述べよ。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (5) つづき

＜事業計画、動物、その他＞

青森県十和田市E氏

意見	一般の意見	事業者の見解
16	■10. 「事後調査」信用できない理由 ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の協力者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする保証は何もない。 ①～④から、「事後調査」は信用できない。	今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら、引き続き新たな知見の収集に努め、環境保全措置および事後調査計画を検討します。
17	■11. 「影響が小さい」と「影響が極めて小さい」の違いについて バットストライクについて「影響がある」、「影響が小さい」、「影響が極めて小さい」の違いは何か。具体的数値（死亡個体数）及び根拠を述べよ。	今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な予測評価を実施します。
18	■12. 「予測の不確実性」の定義及び基準について 「予測の不確実性」について定義及び具体的基準を述べよ。	「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（平成29年、一般社団法人日本環境アセスメント協会）によると、以下のとおり記載されています。 ・予測の不確実性：予測の不確実性には、予測の前提となる現状の自然的・人為的変動、現状の把握にあたっての測定誤差及び予測モデルそのものの限界やパラメータ・原単位等に内在する不確実性などがある。
19	■13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
20	■14. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (5) つづき

＜事業計画、動物、その他＞

青森県十和田市E氏

意見	一般の意見	事業者の見解
21	■15. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者らは『「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか』という住民等意見に対して、 ===== 回避：行為の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置といえる。 ===== と回答をした。事業者回答によれば「ライトアップを実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
22	■16. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
23	■17. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
24	■18. 住民等意見を軽視している 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテンゴコウモリでさえ死んでいる※。事業者は P374『風力発電機は樹林から 200m 以上して設置すること』という住民等意見に対して、「適切な環境保全措置を検討します」とコビペ回答した。しかし「適切な環境保全を検討する」のは自明である。住民等意見は「風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置する（回避措置）」や環境保全措置を要望しているが、事業者らはその要望についてコビペ回答を繰り返し、論点をすり替えている。事業者は住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。※「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (5) つづき

＜事業計画、動物、その他＞

青森県十和田市E氏

意見	一般の意見	事業者の見解
25	■19. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
26	■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
27	■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。 仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
28	■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (5) つづき

＜事業計画、動物、その他＞

青森県十和田市E氏

意見	一般の意見	事業者の見解
29	■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、「風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書」）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、今後実施する現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。
30	■24. P330 高度別飛翔状況調査地点について バットディテクターによる高度別飛翔状況調査地点が2か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（10箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	バットディテクターによる高度別飛翔状況調査は、対象事業実施区域の風況を代表すると考えられる地点とし、風況観測塔の設置予定地点である2箇所において実施予定としています。
31	■25. 飛翔高度調査の期間について バットディテクターによる飛翔高度調査の期間は春季から秋季としているが、曖昧である。地元の専門家ヒアリングを踏まえた具体的な月数を述べること。	バットディテクターによる高度別飛翔状況調査の調査期間は、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら具体的な月数を検討します。実施した月数については、準備書に記載します。
32	■26. バットディテクターによる調査時間について 「バットディテクターによる高度別飛翔状況の記録」について調査時間の記載がない。日没1時間前から日の出1時間後まで録音すること。	ご意見のとおり、バットディテクターによる高度別飛翔状況調査は、日没1時間前から日の出1時間後を含むように設定します。実施した調査時間については、準備書に記載します。
33	■27. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答する事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	ご意見のとおり、バットディテクターによる高度別飛翔状況調査においては、バットディテクターの探知距離を事前に把握し、探知距離とマイクの設置方向を準備書に記載します。
34	■28. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	重要種以外のコウモリ類についても、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら、適切な環境保全措置を検討します。
35	■29. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行うP328「バットディテクターによる高度別飛翔状況の記録（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」（http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。 また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。	バットディテクターによる高度別調査については、音声データを基に定量的な把握に努めます。予測については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえながら検討します。 引き続き新たな知見の収集に努め、できる限り定量的な予測を検討します。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (5) つづき

<事業計画、動物、その他>

青森県十和田市E氏

意見	一般の意見	事業者の見解
36	■30. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、本事業におけるコウモリ類の影響予測については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討し、準備書において示します。また、引き続き新たな知見の収集に努めます。 なお、今後方法書は経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。この審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。
37	■31. 月2回程度の死骸探索調査など信用できないコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO 2018.	事後調査および環境保全措置については、今後の準備書手続きにおいて整理予定です。
38	■32. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）は、毎週1回以上の頻度で4月から11月まで必ず実施すること。	事後調査および環境保全措置については、今後の準備書手続きにおいて整理予定です。
39	■33. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版“Guidelin for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	事後調査および環境保全措置については、今後の準備書手続きにおいて整理予定です。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (6)

＜動物＞

埼玉県熊谷市F氏

意見	一般の意見	事業者の見解
40	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。なお、本意見は要約しないこと。	頂戴したご意見は、そのまま掲載しております。
41	1. コウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価されるが、鳥類の専門家が述べた内容は学術研究または一般のコウモリ類調査においても現実的ではない部分が多い。	ヒアリングを行った専門家は、鳥類のほか、動物全般や当該地域の地域精通性を有していることから、鳥類以外にも含め幅広く助言を頂きました。
42	2. 鳥類の専門家が述べたサーチライト調査はすでに予測評価に効果が無いことが指摘されている。さらに、調査には危険が伴い、調査努力に対しての費用対効果が薄い。コウモリ類の飛翔高度調査は風況観測塔などを利用して活動期を通した超音波音声の出現頻度によって、事業実施区域上空の動態を把握することが世界中で一般的となっている。予測評価に資する情報が得られない無意味な調査は実施しない方が良い。	方法書に記載のとおり、サーチライトによるコウモリ類の目視確認は、専門家等の助言を踏まえ、捕獲調査、バットディテクターによる高度別調査等を補完することを目的としており、福島県知事の意見も踏まえ、LED照明を使用して実施する予定です。
43	3. コウモリ類のバットディテクター、捕獲、高度、樹洞調査において使用するバットディテクターはすべてフルスペクトラム方式の機種を用い、客観的な記録によって解析を行う必要がある。	バットディテクターによる確認調査ではフルスペクトラム方式の機種を使用する予定であり、機種名等は準備書において示します。
44	4. バットディテクターによる確認（踏査）は既設林道で実施するのか。道もない場所で調査を実施しても調査効率が低く、再現性も低い。ただ歩いただけの調査結果とならないように実現可能な経路を選び、入感位置と時刻も記録する必要がある。	バットディテクターによる確認（踏査）は、夜間に安全に踏査できる林道等において実施する予定です。また、入感位置と時刻も記録します。
45	5. 高度調査のマイク設置高を記載する必要がある。ブレード回転域の音声記録できる十分な高さで実施する必要がある。	マイクの設置高さは、コウモリ類について知見を有する専門家等の助言も踏まえ、ブレード回転域にあたる高空を飛翔するコウモリ類（ヤマコウモリ、ヒナコウモリ等）の確認のため50m程度、森林性コウモリ類の確認のため樹高程度（ブレード非回転域）の2高度で実施する予定です。
46	6. コウモリ類調査について風力アセスメントに関して十分な知識と経験を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行い、準備書についても十分な知識と経験を持ったコウモリ類の専門家に助言を得ること。	コウモリ類調査については、コウモリ類および風力アセスメントに関して十分な知識と経験を有する者による適切な調査、予測評価、環境保全措置を検討します。また、準備書の作成にあたっては、コウモリ類について十分な知識と経験を有する専門家に助言を得ます。
47	7. 準備書においては、鳥類の専門家が「コウモリ類の空間飛翔密度(1日あたりの高度Mの球体部分を何m通過するか)を把握できれば、鳥類の衝突確率予測用の球体モデルを使用できる。LEDサーチライト調査では、高度Mの球体部分の通過距離を把握可能である」と述べたことに対して、事業者は「先のご意見を踏まえサーチライト調査を実施する」との見解を示したことから、コウモリ類の予測評価においてサーチライト調査の結果から「球体予測モデル」を使用した衝突確率が算出され、当然、予測においては「不確実性が高い」とはならないだろう。世界初のバットストライク解析法として注目される。	ご意見としていただいた事項も踏まえ、本事業におけるコウモリ類の影響予測については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、専門家等の助言も踏まえながら検討し、準備書において示します。また、引き続き新たな知見の収集に努めます。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書についての提出された意見と事業者の見解 (7)

<事業計画>

福島県福島市 G 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
48	本事業計画については、配慮書における意見にて、自然生態系並びに景観保全への深刻な影響が懸念されることから、計画の撤回を求めましたが、今般の方法書における、改変区域（発電機設置箇所等）や各種データ、さらには今後の調査方法を検証させていただいた中、極めて難易度が高い事業と言わざるを得ません。具体的には急峻な地形と豪雪地帯である本計画地での雪崩等の危険性を指摘しましたが、西方に波状する尾根（別紙）の直下にはいわゆる雪崩地形が多く、発電機の設置に伴う改変（森林伐採）と共に発電機の稼働により発生する振動によって、雪崩を誘発させる可能性が高く、国道 13 号や米沢スキー場（ペンション等関連施設含む）への直接的影響が懸念されます。また、国道 13 号（西栗子トンネル）、東北中央自動車道（栗子トンネル）への長期的な影響も考慮しなければなりません。中央自動車道：笹子トンネル天井板崩落事故のような人的被害が起きないよう慎重な検証は不可欠であります。また、「植生自然度 9」が含まれるなど、自然度の高い天然林も確認されており、希少猛禽類の生息、営巣に適した環境であることが判明しております。しかし、方法書における調査地点の設定や時期、回数において、従来の手法を踏襲しているに過ぎません。加えて、飛翔高度区分による調査については、三区分の調査記録の客観性をどのように担保するのか？甚だ疑問を感じます。（レーザー照射による高度測定？）具体的な個体の飛翔高度測定方法を明らかにするとともに、事業に不都合なデータの改ざんや隠蔽のないよう、社内外での審査体制の確立を求めます。その上で、計画の撤回を排除することなく、慎重な検討と対応を改めて求めます。	今後の事業計画の検討に当たっては、自治体や道路管理者等との関係機関との協議を実施いたします。また、環境影響や事業性の観点から、土地の造成や樹木伐採を最小限にする方針です。 また、方法書の作成にあたっては、動植物の専門家等へのヒアリングを実施し、調査、予測及び評価の手法について確認頂いています。今後実施する現地調査により得られた動植物の出現状況等を基に、動植物の専門家等の助言も踏まえながら、準備書において適切な環境保全措置を検討します。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

○広報誌による「お知らせ」

(米沢市広報誌「広報 よねざわ (2020 年 1 月 15 日号 No. 1584)」)

日 日時 期 期間 時 時間 場 場所 内 内容 講 講師 対 対象 定 定員 費 費用 持 持ち物
締 申込締切 申 申込先 方 申込方法 問 問合せ 他 その他

やまがた出会い サポートセンター

山形県、35 市町村、経済団体が組織する「やまがた出会いサポートセンター」は、結婚を希望する独身者を応援するため、Web を活用し希望に合う相手を検索・閲覧、1 対 1 のお見合いの申込みができる会員制のマッチングシステムを運用しています。20 歳以上でインターネット環境がある人なら、どなたでも登録できます(登録料 1 万円、登録期間 3 年間)。「出会いの機会がない」「本気で結婚を考えている」という人は、まずはホームページ (<http://www.dsc-yamagata.jp/>) をご覧ください。

■問合せ／やまがた出会いサポートセンター事務局 ☎ 023-630-2668 又は総合政策課若者支援担当

知らせ」が、今年度から年に 1 回の発行となります。このお知らせは、確定申告(医療費控除)の際に、「医療費控除の明細書」の作成に活用できます。請求遅れがあった場合や、お知らせに記載されていない令和元年 11 月、12 月分については、医療機関からの領収書に基づき「医療費控除の明細書」に追加記入する必要があります。なお、医療費控除について不明な点があれば、米沢税務署又は税務課市民税係にお問い合わせください。

■発行時期／1 月下旬

■記載内容／平成 30 年 11 月か



農業

家畜の飼養状況の報告を

家畜の所有者は毎年、家畜伝染病予防法により飼養状況などの報告が義務付けられて

問 米沢税務署 ☎ (22) 6320 又は国保年金課管理担当

ら令和元年 10 月までに受診した医療機関名、受診年月、医療費総額、支払った医療費の額など
対 国民健康保険加入者で対象期間内に医療機関を受診した人(世帯主あてに送付します)。



環境

環境影響評価方法書の縦覧

栗子山を含む山稜上に新たに計画されている風力発電所に関する環境影響評価方法書の縦覧及び説明会を行います。なお、環境保全の見地から、意見書を提出することができます。

■縦覧期間／1 月 16 日(木)～2 月 17 日(月)

■縦覧場所／環境生活課

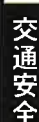
説明会

日 1 月 30 日(木) ① 10 時～12 時 ② 18 時～20 時

場 ① 板谷集会所 ② 刈安集会所

■意見書受付期間／1 月 16 日(木)～3 月 2 日(月)

■提出方法／環境生活課の意見書箱に投函するか、提出先に郵送してください。



交通安全

冬期間の踏切事故に注意

・踏切の手前では、必ず一旦停止しましょう。
・雪で踏切が見えにくくなります。誤って線路に進入しないように注意しましょう。
・踏切内への無理な進入はやめましょう。
・踏切の中に閉じ込められた場合は、ゆっくり車を前進させてください。

入踏切内で動けなくなったら

・非常ボタンをカバーの上から強く押してください。列車に異常を知らせます。
・非常ボタンがない場合は、列車に向かって大きく手を振ったり、発煙筒や赤色の物を使用して、危険を知らせてください。
・列車停止後、付近の協力を

■提出先・問合せ／JR 東日本工本ルギー開発(株)企画管理部 広報担当 宛 〒105-0004 東京都港区新橋 3 丁目 3 番 14 号 田村ビル 9 階 ☎ 03(6206)6076 又は環境生活課環境担当



その他

人権擁護委員の委嘱

徳間健さん(城南)が、1 月 1 日付けで法務大臣から人権擁護委員を委嘱されました。人権擁護委員は、皆さんの人権が侵されないよう見守り、相談相手になることも、正しい人権の考え方を広めることを使命としています。

問 総務課行政担当

献血にご協力ください

問 健康課健康企画担当 ☎ 24-8181

期日	時間	場所
2/10(月)	13:30～15:30	㈱米沢総合卸売センター
2/23(日・初)	9:30～12:30	立正佼成会米沢教会
	14:00～16:00	
2/26(水)	9:30～11:00	AGC ディスプレイグラス米沢(株)
	12:30～15:30	

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト 令和2年2月20日時点)

環境影響評価実施案件

(仮称) 栗子山風力発電事業

(更新情報)
令和2年1月16日、環境影響評価方法書の公告、縦覧が開始されました。

事業の名称	(仮称) 栗子山風力発電事業		
事業者	JR東日本エネルギー開発株式会社		
事業の種類	風力発電所設置事業		
事業の実施区域	山形県米沢市の栗子山南麓山頂上		
事業の規模	出力	最大34,000kW	
関係地域(市)	福島市、山形県米沢市		
配成書	公告日	令和元年7月3日	
	縦覧期間	令和元年7月3日～令和元年8月2日	
	意見書提出期間	令和元年7月3日～令和元年8月2日	
	縦覧場所	福島県生活環境部環境共生課(県庁西庁舎6階)、福島市役所環境課、福島市役所環境調停保全係、福島市役所飯坂支所、米沢市役所環境生活課	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	令和元年7月22日(事業者説明会) 【議案要旨(PDFファイル/134KB)】 令和元年8月28日(知事意見書申渡書) 【議案要旨(PDFファイル/127KB)】
	知事意見	通知日	令和元年8月29日 本文(PDFファイル/266KB)
	公告日	令和2年1月16日	
	縦覧期間	令和2年1月16日～令和2年2月17日 電子縦覧 http://www.j-energy-jingou.co.jp/	
	意見書提出期間	令和2年1月16日～令和2年3月2日	
	縦覧場所	福島県生活環境部環境共生課(県庁西庁舎6階)、福島市役所環境課、福島市役所環境調停保全係、福島市役所飯坂支所、米沢市役所環境生活課	
方法書	説明会の開催	(1)福島市役所飯坂支所 令和2年1月29日午後0時から (2)米沢市飯谷集会所 令和2年1月30日 午前10時から (3)米沢市刈安赤浜集会所 令和2年1月30日午後0時から	
	意見取		
	福島県環境影響評価審査会	開催日	令和2年2月6日(事業者説明会) 【議案要旨(PDFファイル/192KB)】
	知事意見	通知日	
	公告日		
	縦覧期間		
	意見書提出期間		
	説明会の開催	日時	
	意見取	場所	
	公聴会の開催		
準備書	福島県環境影響評価審査会	開催日	
	知事意見	通知日	
	公告日		
	縦覧期間		
	意見書提出期間		
	説明会の開催	日時	
	意見取	場所	
	公聴会の開催		
	福島県環境影響評価審査会	開催日	
	知事意見	通知日	
評価書	公告日		
	縦覧期間		
	工事着手の届出		
	工事完了の届出		
	事後調査報告書	公告日	
	縦覧期間		
	対象事業の廃止等		
	備考		

(※)環境影響を受ける範囲であると認められる地域

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料)

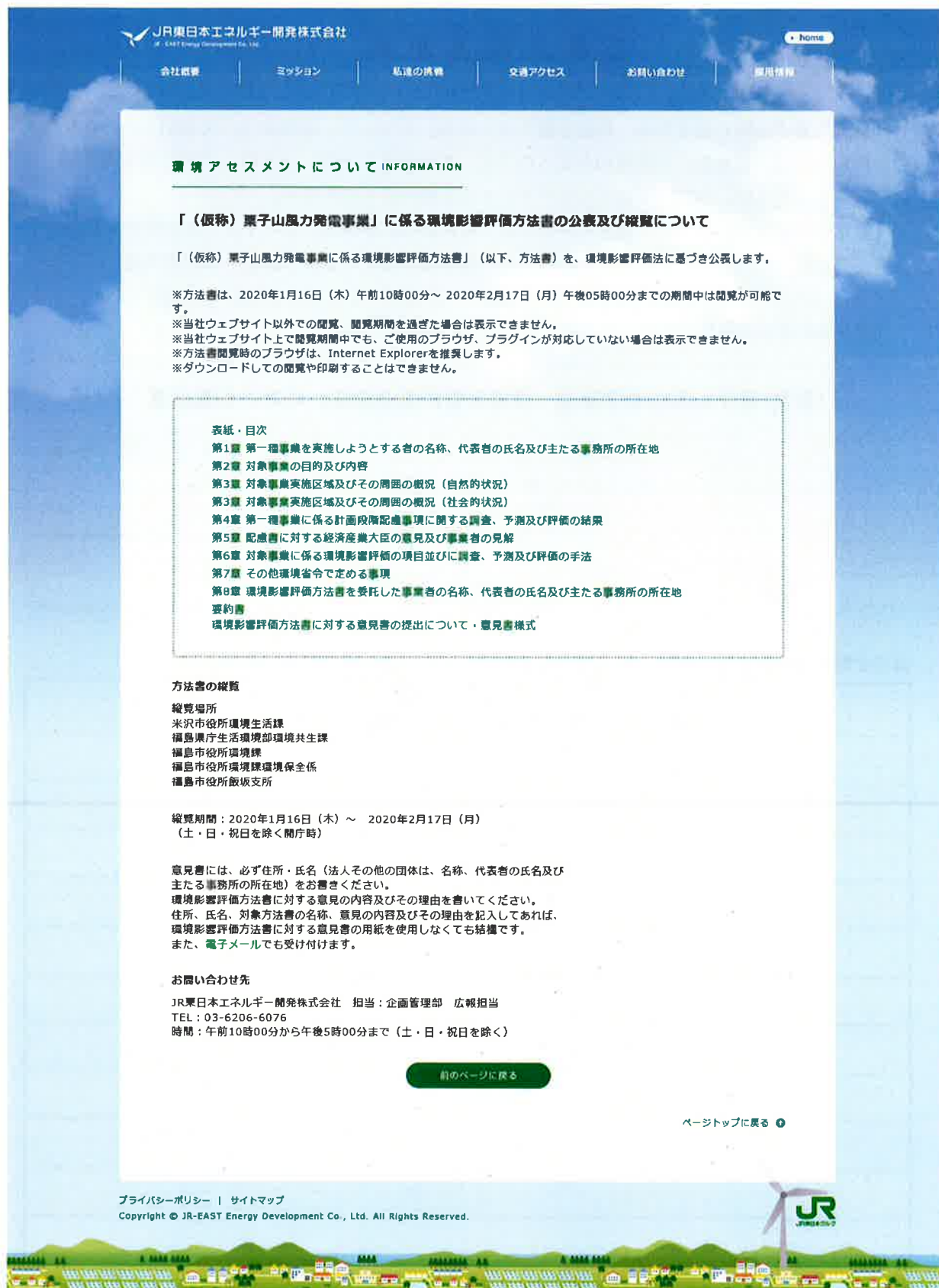
このページに関するお問い合わせ先

環境共生課 環境影響評価担当
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
Email: kyousei@pref.fukushima.lg.jp Tel: 024-521-7250 Fax: 024-521-7927 [電子メールでの問い合わせはこちら](#)

福島の未来、世界をリードする。福島県は、自然と文化の宝庫です。福島県は、自然と文化の宝庫です。福島県は、自然と文化の宝庫です。

○インターネットによる「お知らせ」

(JR 東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト)



JR東日本エネルギー開発株式会社
JR-EAST Energy Development Co., Ltd.

会社概要 | ミッション | 私達の挑戦 | 交通アクセス | お問い合わせ | 採用情報

環境アセスメントについて INFORMATION

「(仮称) 栗子山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

「(仮称) 栗子山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

※方法書は、2020年1月16日(木)午前10時00分～2020年2月17日(月)午後05時00分までの期間中は閲覧が可能です。

※当社ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。

※当社ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。

※方法書閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。

※ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

表紙・目次

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(自然的状況)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(社会的状況)

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

要約書

環境影響評価方法書に対する意見書の提出について・意見書様式

方法書の縦覧

縦覧場所

米沢市役所環境生活課
福島県庁生活環境部環境共生課
福島市役所環境課
福島市役所環境課環境保全係
福島市役所飯坂支所

縦覧期間：2020年1月16日(木)～2020年2月17日(月)
(土・日・祝日を除く開庁時)

意見書には、必ず住所・氏名(法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)をお書きください。

環境影響評価方法書に対する意見の内容及びその理由を書いてください。

住所、氏名、対象方法書の名称、意見の内容及びその理由を記入してあれば、環境影響評価方法書に対する意見書の用紙を使用しなくても結構です。

また、電子メールでも受け付けます。

お問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社 担当：企画管理部 広報担当
TEL：03-6206-6076
時間：午前10時00分から午後5時00分まで(土・日・祝日を除く)

[前のページに戻る](#)

[ページトップに戻る](#)

プライバシーポリシー | サイトマップ
Copyright © JR-EAST Energy Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

意見記入用紙

【意見書の提出期限】 令和2年3月2日(月)〔当日消印有効〕

法人その他団体にあつては、
主たる事務所の所在地

(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

[illegible]